

委第1号議案

つくば市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年9月18日

提出者 議会運営委員長 北 口 ひとみ

つくば市議会会議規則の一部を改正する規則

つくば市議会会議規則（昭和62年つくば市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 議員派遣（第98条）」を
「第5章 協議又は調整を行うための
第6章 議員派遣（第99条）」

場（第98条）

に、「第6章」を「第7章」に、「第99条」を「第100条」に改める。
」

第38条中「第35条」の次に「又はつくば市議会請願条例（平成16年つくば市条例第27号）第9条第1項」を加える。

第45条に次の1項を加える。

2 委員会は、審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

第60条の見出し中「終了」を「終結」に改める。

第62条の見出しを「(代表質問及び一般質問等)」に改め、同条第3項中「一般

質問通告書」を「発言通告書」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「第60条」を「第60条第1項」に、「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

3人以上の所属議員を有する団体（以下「会派」という。）に所属する議員は、会派を代表し、市長の政策及び施政方針に対し、議長の許可を得て質問することができる。

第63条第3項中「第60条」を「第60条第1項」に改める。

第79条中「長期」を「永年」に改める。

第6章中第99条を第100条とし、同章を第7章とする。

第5章中第98条を第99条とし、同章を第6章とする。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第98条 法第100条第12項の規定により、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第98条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	議会活動又は市政に係る重要な事項に関する協議又は調整	全議員	議長

広報広聴委員会	(1) 議会報の編集・発行に関する協議 (2) 議会報告会の運営に関する協議 (3) 前2号に掲げるもののほか、議会の広報及び広聴に関する協議	広報広聴委員会委員	広報広聴委員会委員長
---------	---	-----------	------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定、第6章中第99条を第100条とする改正規定、第6章を第7章とする改正規定、第5章中第98条を第99条とする改正規定、第5章を第6章とする改正規定、第4章の次に1章を加える改正規定及び附則の次に別表を加える改正規定は、令和2年11月30日から施行する。

つくば市議会会議規則（昭和62年つくば市議会規則第1号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章—第4章（略）</p> <p><u>第5章 協議又は調整を行うための場（第98条）</u></p> <p><u>第6章 議員派遣（第99条）</u></p> <p><u>第7章 補則（第100条）</u></p> <p>附則</p> <p>第1条—第37条（略） （付託事件を議題とする時期）</p> <p>第38条 委員会に付託した事件は、つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号）第35条又はつくば市議会請願条例（平成16年つくば市条例第27号）<u>第9条第1項の規定による報告書の提出をまって議題とする。</u></p> <p>第39条—第44条（略） （委員会の中間報告）</p> <p>第45条（略）</p> <p><u>2 委員会は、審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。</u></p> <p>第46条—第59条（略） （質疑又は討論の<u>終結</u>）</p> <p>第60条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>第61条（略） （<u>代表質問及び一般質問等</u>）</p>	<p>目次</p> <p>第1章—第4章（略）</p> <p><u>第5章 議員派遣（第98条）</u></p> <p><u>第6章 補則（第99条）</u></p> <p>附則</p> <p>第1条—第37条（略） （付託事件を議題とする時期）</p> <p>第38条 委員会に付託した事件は、つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号）第35条<u>の</u>規定による報告書の提出をまって議題とする。</p> <p>第39条—第44条（略） （委員会の中間報告）</p> <p>第45条（略）</p> <p>第46条—第59条（略） （質疑又は討論の<u>終了</u>）</p> <p>第60条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>第61条（略） （<u>一般質問</u>）</p>

第62条 3人以上の所属議員を有する団体（以下「会派」という。）に所属する議員は、会派を代表し、市長の政策及び施政方針に対し、議長の許可を得て質問することができる。

2 (略)

3 第60条第1項の規定は、前2項の質問について準用する。

4 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を発言通告書により通告しなければならない。

(緊急質問等)

第63条 (略)

2 (略)

3 第60条第1項の規定は、第1項の質問について準用する。

4 (略)

第63条の2—第78条 (略)

(会議録の保存年限)

第79条 会議録の保存年限は、永年とする。

第80条—第97条 (略)

第5章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第98条 法第100条第12項の規定により、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第62条 _____

(略)

2 第60条 _____の規定は、前項 _____の質問について準用する。

3 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を一般質問通告書により通告しなければならない。

(緊急質問等)

第63条 (略)

2 (略)

3 第60条 _____の規定は、第1項の質問について準用する。

4 (略)

第63条の2—第78条 (略)

(会議録の保存年限)

第79条 会議録の保存年限は、長期とする。

第80条—第97条 (略)

第6章 議員派遣

第99条 (略)

第7章 補則

第100条 (略)

附 則 (略)

別表(第98条関係)

<u>名称</u>	<u>目的</u>	<u>構成員</u>	<u>招集権者</u>
<u>全員協議会</u>	<u>議会活動又は市政に係る重要な事項に関する協議又は調整</u>	<u>全議員</u>	<u>議長</u>
<u>広報広聴委員会</u>	(1) <u>議会報の編集・発行に関する協議</u> (2) <u>議会報告会の運営に関する協議</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、議会の広報及び広聴に関する協議</u>	<u>広報広聴委員会委員</u>	<u>広報広聴委員会委員長</u>

第5章 議員派遣

第98条 (略)

第6章 補則

第99条 (略)

附 則 (略)